

## 神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(以下「ZEB」という。)の導入を促進するため、県内にZEBを新築する事業又は県内の既築建築物をZEBに改修する事業に要する経費に対し、神奈川県が予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによる。

#### (1) 民生用の建築物

オフィスビル、病院・福祉施設、学校、デパート・スーパーマーケット等の次のア及びイに属していない建築物。ただし、イに掲げる建物であっても、賃貸集合住宅(寮、寄宿舎含む)で建築物の省エネルギー計算ができる場合は、この限りではない。

ア 工場等 工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場等

イ 住宅 戸建住宅、分譲マンション、別荘等

#### (2) 一次エネルギー消費量

次のいずれかの基準(以下「平成28年基準等」という。)に準拠して計算される、年間の一次エネルギー消費量(ただし、平成28年基準等に規定されている式からその他一次エネルギー消費量を除いて計算する。)

ア エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年6月22日法律第49号)に基づく、エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成28年経済産業省・国土交通省告示第1号による改正後のもの(以下「告示」という。))

イ 告示附則第2項の規定により、平成29年3月31日までの間なお従前の例によることができるとされた、エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準

ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年7月8日法律第53号)に基づく、建築物エネルギー消費性能基準(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)

#### (3) 基準一次エネルギー消費量

平成28年基準等に準拠して計算される、年間の基準一次エネルギー消費量(ただし、平成28年基準等に規定されている式からその他一次エネルギー消費量を除いて計算する。)

#### (4) 設計一次エネルギー消費量

平成28年基準等に準拠して計算される、年間の設計一次エネルギー消費量(ただし、平成28年基準等に規定されている式からその他一次エネルギー消費量を除いて計算する。)

#### (5) ZEB

次の要件を満たす建築物とする。

ア 先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物

イ 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から50%以上削減されている建築物

(補助の対象事業)

第3条 補助の対象とする事業(以下「補助事業」という。)は別に定めるネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入事業公募要領(以下「公募要領」という。)に基づき、県が採択した事業計画に則して実施する事業であって、次の各号に掲げる要件に適合するものとする。

- (1) 神奈川県内の民生用の建築物に設置する別表1に掲げるZEBの実現に資する設備等(以下「補助対象設備等」という。)の設計又は設置のいずれか一方若しくは両方を行う事業
- (2) 補助対象設備等は全て未使用品であること。
- (3) 太陽光発電システムは再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく設備認定を受けられるものであること。ただし、次のアからウのいずれかの要件を満たす薄膜太陽電池(以下「薄膜太陽電池」という。)を利用する場合であって、有機系材料によるものを利用するときはこの限りではない。
  - ア 発電セルは、半導体層が10 $\mu$ m以下であること。
  - イ モジュールは、フレキシブル性を有する又は曲面加工が可能であること。
  - ウ 荷重が10kg/m<sup>2</sup>以下(架台等に必要な部材を含む)であること。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助事業を行う個人又は法人(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号に規定する公共法人を除く)(以下「補助事業者」という。)とする。ただし、補助事業者が複数の者の場合は、補助事業者のうちいずれか一者が補助金の交付を受けるものとする。

- 2 補助対象設備等のうちにESCO、リース、割賦又は無償貸与により設置するものがある場合は、ESCO事業者、リース事業者又は割賦事業者等と共同申請を行うこととし、補助事業を行う対象建築物を新築する場合にあつては当該建築物の建築主、既築の建築物において補助事業を行う場合にあつては当該建築物の所有者を「代表補助事業者」とし、代表補助事業者以外の補助事業者を「共同補助事業者」というものとする。
- 3 前項による申請を行う場合、共同補助事業者は、代表補助事業者と共同補助事業者との間に締結するESCO契約、リース契約、割賦契約又は無償貸与契約(以下「ESCO契約等」という。)により設置する補助対象設備等に係る補助金相当分をESCO契約等のESCO料、リース料又は割賦料から減額しなければならない。また、無償貸与契約により設置する場合は、共同補助事業者は、設置する補助対象設備等に係る補助金相当分を節電実績に応じたインセンティブ等に補助金相当分を利益還元しなければならない。
- 4 第2項による共同申請を行う場合、代表補助事業者が補助金の交付を受けることができるものとする。代表補助事業者が複数の者の場合は、代表補助事業者のうちいずれか一者が補助金の交付を受けるものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業を実施するために必要な経費であつて、別表2に掲げるものとする。

- 2 前項の経費の算出は、次の各号を除外するものとする。

- (1) 国の補助金を受ける場合は、当該補助金のうち補助対象経費に係る補助額
- (2) 消費税及び地方消費税相当額
- (3) 系統連系に要する費用

(補助額の算出方法等)

第6条 補助額は、第5条の規定により算出した補助対象経費に3分の1を乗じた額(ただし、薄膜太陽電池を設置する費用は、2分の1を乗じた額)を上限とする補助希望額の総額と、公募要領に基づき県が公募及び選考した結果に関する通知による補助限度額のいずれか低い額を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(申請書の提出期日等)

第7条 補助事業者が、補助金の交付申請をする場合は、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金交付申請書(第1号様式)に次の書類を添えて、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。なお、建築物を新築する場合であって、設計のみを補助事業とするときは第8号の提出は不要とする。

- (1) 本事業の事業計画書の写し
- (2) 補助事業者が個人の場合は住民票、法人の場合は全ての補助事業者の定款の写し及び商業登記簿現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書(発行日から3箇月以内のもの)又はこれに代わるもの
- (3) 補助対象経費の内訳(別紙1(第1号様式))
- (4) 全ての法人の補助事業者の役員等氏名一覧表(別紙2(第1号様式))
- (5) 補助事業者が複数の者の場合(第4項第2項による共同申請の場合を除く。)には、複数の補助事業者を代表する者への申請等手続きに係る委任状(別紙3(第1号様式))
- (6) 第4条第2項による共同申請の代表事業者が複数の者の場合には、代表補助事業者を代表する者への申請等手続きに係る委任状(別紙4(第1号様式))
- (7) 複数事業者で事業を実施する場合には、事業者間の役割分担等を定めた契約書、覚書等(写し)
- (8) 補助事業を実施する建築物の登記事項証明書(建築物を新築する場合は建築確認済証の写し)又はこれに代わるもの
- (9) その他知事が必要と認める書類

2 補助対象設備等をESCO、リース、割賦又は無償貸与により設置する場合は、前項に加えて次の書類を提出しなければならない。

- (1) ESCO ESCO契約書(案)及びESCO料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類
- (2) リース リース契約書(案)及びリース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類
- (3) 割賦 割賦契約書(案)及び割賦料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類
- (4) 無償貸与 無償貸与契約書(案)及び節電実績に応じたインセンティブ等に補助金相当分が利益還元されていることを証明できる書類

( 交付の決定 )

第 8 条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査した上で、補助金の交付を決定したときは、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により、補助金の不交付を決定したときは、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金不交付決定通知書（第 3 号様式）により通知するものとする。

( 申請の取下げのできる期間 )

第 9 条 規則第 7 条第 1 項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から 10 日を経過した日までとする。

( 補助事業の実施 )

第 10 条 補助事業者は、第 8 条の規定による交付決定の後に、補助事業に着手しなければならない。

2 前項に規定する補助事業の着手は、補助対象設備等の設置工事の着工とする。ただし、設計費を補助対象経費に算入する場合には、補助事業に係る設計の着手とする。

3 第 16 条第 1 項に規定する実績報告を行う期日にかかわらず、補助事業は補助事業を実施する年度の 3 月末日までに完了しなければならない。なお、補助事業完了の日は、補助事業の実施に係る工事及び設計の完了した日又は補助事業者が設備、工事及び設計の請負業者等に対して補助事業に係るすべての支払が完了した日のいずれか遅い日とする。補助事業者は、第 8 条の規定による交付決定の後に、補助事業に着手しなければならない。

( 交付の条件 )

第 11 条 規則第 5 条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容及び補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業及び補助額に影響を及ぼすことがないものはこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が事業完了予定期日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は補助事業を実施した場合は、補助事業を実施する年度の翌々年度までに公募要領に基づき県が採択した事業計画を完了しなければならず、完了しないときは、知事は、交付を受けた補助額に相当する額の納付を請求することができる。
- (5) 補助事業者は、前号の規定による補助金に相当する額の請求を受けたときは、これを県に納付しなければならない。

( 変更の申請 )

第 12 条 前条第 1 号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金変更承認申請書（第 4 号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、変更が適当であると認め、かつ、交付決定額の変更を伴わないときは、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金変更承認通知書（第 5 号様式）により、変更が適当であると認め、かつ、交付決定額の変更を伴うときは、

神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金変更交付決定通知書（第6号様式）により、変更が適当であると認めなかったときは、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金変更不承認通知書（第7号様式）により通知するものとする。ただし、変更が適当であると認められた場合でも、第8条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。

- 3 前条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金中止・廃止承認申請書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、中止又は廃止が適当であると認められたときは、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金中止・廃止承認及び交付決定取消通知書（第9号様式）により、中止又は廃止が適当であると認めなかったときは、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金中止・廃止不承認通知書（第10号様式）により、通知するものとする。

#### （状況報告及び調査）

第13条 規則第10条の規定による状況報告は、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金実施状況報告書（第11号様式）により、補助事業を実施する年度の3月末日までに行わなければならない。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。また、同期日までに第16条に規定する実績報告を行った場合は、この限りではない。

- 2 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

#### （決定の取り消し）

第14条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したときその他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき
- (3) 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行ったとき

#### （補助金の返還）

第15条 補助事業者は、前条の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

#### （実績報告）

第16条 規則第12条の規定による実績報告は、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助

金実績報告書（第 12 号様式）に次の書類を添えて、事業完了の日から 2 箇月を経過した日又は補助事業を実施した翌年度の 4 月 30 日のいずれか早い期日までに行わなければならない。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。

なお、設計のみを補助事業とする場合は第 6 号から第 10 号、補助事業の対象とした Z E B を新築する場合であって、公募要領に基づき県が採択した事業計画を完了しないときは第 7 号についてはこの限りではない。

- (1) 事業結果報告書（別紙 1（第 12 号様式））
- (2) 補助事業に係る契約書又は請書の写し
- (3) 補助事業に係る納品及び支出を証する書類の写し
- (4) 国の補助金を受けた場合は、当該補助金補助事業実績報告書の写し、補助金額確定通知書の写し及び金額の内訳がわかる書類
- (5) 補助事業に係る完成図書又はこれに代わるもの
- (6) 補助事業に係る設備等の導入後の完成写真又はこれに代わるもの
- (7) 第 7 条に規定する申請書の提出の際に、補助事業を実施する建築物の登記事項証明書を提出できなかった場合は、登記事項証明書（提出期限に登記が完了していない場合は、登記申請書の受領証（写し））
- (8) 施工証明書（別紙 2（第 12 号様式））
- (9) 出力対比表（別紙 3（第 12 号様式））
- (10) 余剰売電を行う場合には、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく設備認定の認定通知書（写し）（ただし、有機系材料による薄膜太陽電池を利用する場合を除く。）又はこれに代わるもの
- (11) その他知事が必要と認める書類

2 補助対象設備等を E S C O 契約等により設置する場合は、前項に加えて次の書類を提出しなければならない。

- (1) E S C O E S C O 契約書（写し）及び E S C O 料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類
- (2) リース リース契約書（写し）及びリース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類
- (3) 割賦 割賦契約書（写し）及び割賦料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類
- (4) 無償貸与 無償貸与契約書（写し）及び節電実績に応じたインセティブ等に補助金相当分が利益還元されていることを証明できる書類

3 第 1 項に規定する実績報告は、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（現地調査）

第 17 条 知事は前条の規定による実績報告書の内容審査の結果、必要と認められるときは現地調査を実施するものとする。

（補助金の額の確定及び支払い）

第 18 条 規則第 13 条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、第 8 条又は第 12 条の規

定により通知した交付決定額と当該確定額が相違する場合に限り、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金交付額確定通知書（第 13 号様式）により代表補助事業者に対し通知するものとする。

2 この補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付するものとする。

（財産の処分の制限）

第 19 条 規則第 17 条ただし書きの規定により、知事が定める期間並びに同条第 2 号及び第 3 号の規定により、知事が定める財産の種類は、次のとおりとする。

財産の種類	期間
B E M S	5 年
その他の補助対象設備等	10 年

2 処分制限期間内において、補助事業により設置した補助事業の実施に要する設備等を処分しようとするときは、あらかじめ書面により財産処分の承認について知事に申請し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の規定により処分を承認するときに、必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求するものとする。

4 補助事業者は、前項の規定による補助金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを県に納付しなければならない。

（書類の整備等）

第 20 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から 10 年間保存しなければならない。

3 補助事業者が法人である場合で、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該法人が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（効果の把握及び公表）

第 21 条 補助事業者は、補助事業の対象とした Z E B が完成し、引渡しが行われた日の属する月の翌月から新築の場合は 24 か月間、既築の場合は 12 か月間、各月の補助事業の効果を把握するための事項について、知事が別に定める方法により、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告の内容を確認するため、補助事業者に対し必要な書類等の提出を求めることができる。

3 知事は、第 1 項の規定により補助事業者から報告された内容及び補助事業の結果について、インターネットの利用その他の方法により公表することができる。

（届出事項）

第 22 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 個人にあっては、住所又は氏名を変更したとき

(2) 法人にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき

(暴力団の排除)

第 23 条 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 10 条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者が補助事業者に含まれる場合には、補助金交付の対象としない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）

(2) 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）

(3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち、暴力団員に該当する者があるもの

2 知事は、補助事業者が補助金の申請を行ったとき又は補助金の交付決定を受けた以降に、補助事業者が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助金の交付決定を受けた補助事業者が、第 1 項に該当すると判明したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 前項の規定による処分に関しては、第 15 条を準用する。

(その他)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 8 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 12 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 26 日から施行する。

別表1 補助対象設備等

	内容
Z E B の実現に資する設備等	B E M S、太陽光発電システム、高断熱外皮、空調設備、換気設備、照明設備、給湯設備、その他 Z E B の実現に資する設備及び以上の設備等の設置に必要な付帯設備

別表2 補助対象経費

経費区分	内容
設計費	別表1に記載の設備等の導入の設計に要する経費
設備費	別表1に記載の設備等の導入に要する経費
工事費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費

神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号

住 所

〔法人にあっては〕  
所在地

フリガナ

氏 名

印

〔法人にあっては名称及  
び代表者職・氏名〕

補助事業者が複数の者の場合は代表する者が、

個人の場合には住所、氏名、

法人の場合には所在地、名称、代表者職・氏名

（個人にあっては下記の生年月日・性別を記載）

生年月日 T・S・H 年 月 日

性別 男 ・ 女

電話番号

神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、法人にあっては別紙2（第1号様式）個人にあっては当該様式に記載した情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

1 補助事業の目的及び内容

別紙1-1（第1号様式）の事業計画書のとおり

2 補助事業の着手及び完了の予定期日

別紙1-1（第1号様式）の事業計画書のとおり

3 交付申請額

円

（添付書類）

- (1) 本事業の事業計画書の写し
- (2) 補助事業者が個人の場合は住民票、法人の場合は全ての補助事業者の定款の写し及び商業登記簿現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（発行日から3箇月以内のもの）又はこれに代わるもの
- (3) 補助対象経費の内訳(別紙1（第1号様式）)
- (4) 全ての補助事業者の役員等氏名一覧表（別紙2（第1号様式）)
- (5) 補助事業者が複数の者の場合（第4項第2項による共同申請の場合を除く。）には、複数の補助事業者を代表する者への申請等手続きに係る委任状（別紙3（第1号様式）)
- (6) 第4条第2項による共同申請の代表事業者が複数の者の場合には、代表補助事業者を代表する者への申請等手続きに係る委任状（別紙4（第1号様式）)
- (7) 複数事業者で事業を実施する場合には、事業者間の役割分担等を定めた契約書、覚書

等（写し）

- (8) 補助事業を実施する建築物の登記事項証明書（建築物を新築する場合は建築確認済証の写し）又はこれに代わるもの
- (9) E S C O、リース、割賦又は無償貸与により補助対象設備等を設置する場合は、当該契約書（案）
- (10) E S C O、リース又は割賦により補助対象設備等を設置する場合はE S C O料、リース料又は割賦料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類、無償貸与により補助対象設備等を設置する場合は節電実績に応じたインセティブ等に補助金相当分が利益還元されていることを証明できる書類
- (11) その他知事が必要と認める書類

補助対象経費の内訳

補助金所要額

(円)

	補助事業に要する 経費	補助対象経費 ( a )	a のうち 国の補助額 ( b )	算出額 ( a-b ) × 1/3	補助額
設計費				0	0
設備費				0	
工事費				0	
合計	0	0	0	0	0

事業計画を提出した際と金額が異なる場合は、見積書等の内訳が分かる書類を添付すること

別紙2 (第1号様式)

役員等氏名一覧表

年 月 日現在

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正T, 昭和S, 平成H)	性別 (男・女)	住所
代表者			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

記載された全ての者は、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がいないことを確認するために、本様式に記載された情報を、神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

所在地

法人の名称

代表者職・氏名

印

別紙3（第1号様式）

補助事業者を代表する者への申請等手続きに係る委任状

年 月 日

委任者 住 所  
〔法人等の場合は所在地〕  
フリガナ  
氏 名 印  
〔法人等の場合は名称及  
び代表者の職・氏名〕  
(個人にあつては下記の生年月日・性別を記載)  
生 年 月 日 T・S・H 年 月 日生  
性 別 男 ・ 女

私は、下記の代表者を代理人と定め、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金の申請及び報告を行い、補助金の交付を受ける者としての権限を委任します。

なお、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載した情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

受任者

代表者 住所  
(法人等の場合は所在地)  
氏名  
(法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名)

別紙4（第1号様式）

代表補助事業者を代表する者への申請等手続きに係る委任状

年 月 日

委任者 住 所  
〔法人等の場合は所在地〕  
フリガナ  
氏 名 印  
〔法人等の場合は名称及  
び代表者の職・氏名〕  
(個人にあつては下記の生年月日・性別を記載)  
生 年 月 日 T・S・H 年 月 日生  
性 別 男 ・ 女

私は、下記の代表者を代理人と定め、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金の申請及び報告を行い、補助金の交付を受ける者としての権限を委任します。

なお、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載した情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

受任者

代表者 住所  
(法人等の場合は所在地)  
氏名  
(法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名)

第2号様式(第8条関係)

神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金  
交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで申請のあった神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。)第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額 円

2 補助条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金に係る事業とし、その内容及び補助事業の経費の配分は申請のとおりとします。
- (2) 補助事業の内容及び補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。ただし、補助事業及び補助額に影響を及ぼすことがないものは、この限りではありません。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。
- (4) 補助事業が事業完了予定期日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。
- (5) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収します。補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければなりません。
  - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
  - イ 補助金を他の用途に使用したときその他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき

- ウ 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行ったとき
- (6) 補助事業を実施した場合は、この補助金の交付の決定の日の属する県の会計年度の翌々年度までに、公募要領に基づき県が採択した事業計画を完了しなければならず、完了しないときは、1の補助金額に相当する額を県に納付しなければなりません。
- (7) この補助金は、実績報告書に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付します。
- (8) その他、規則、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金交付要綱の定めるところに従うこと。

3 この補助金に係る実績報告は、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金交付要綱第16条の規定により、補助事業完了の日から2箇月を経過した日又は補助事業を実施した翌年度の4月30日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければなりません。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなします。

4 この補助金に係る状況報告は、補助事業を実施した年度の3月末日までに行わなければなりません。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなします。また、同期日までに3の実績報告を行った場合は行う必要はありません。

5 補助事業により設置した設備等については、次の期間内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄する場合(以下「処分」といいます。)には、知事の承認が必要になります。また、知事の承認を得て処分した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがあります。

財産の種類	期間
B E M S	5年
その他の補助対象設備等	10年

6 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければなりません。

また、保存期間が満了しない間に法人を解散させる場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は知事)に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。

7 次の場合、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければなりません。

- (1) 法人にあっては、所在地、名称又は代表者を変更したとき
- (2) 個人にあっては、住所又は氏名を変更したとき

8 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この交付決定通知書を受理した日から10日以内に申請の取下げをすることができます。

第3号様式(第8条関係)

神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金  
不交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで申請のあった神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金の交付については、次の理由により交付しないこととしたので、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

(交付しない理由)

第4号様式（第12条関係）

神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金  
変更承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

郵便番号  
住 所  
〔法人にあっては〕  
所在地  
氏 名 印  
〔法人にあっては名称及  
び代表者職・氏名〕

補助事業者が複数の者の場合は代表する者が、  
個人の場合には住所、氏名、  
法人の場合には所在地、名称、代表者職・氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金に係る事業を次のとおり変更したいので承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

事業内容

	変更前	変更後
補助事業の内容		



第5号様式(第12条関係)

神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金  
変更承認通知書

第 号  
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで変更承認申請のあった神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金に係る事業については、承認することとしたので、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

第 6 号様式 ( 第 12 条関係 )

神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金  
変更交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで変更承認申請のあった神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則(昭和 45 年神奈川県規則第 41 号。以下「規則」という。) 第 4 条第 1 項の規定により次のとおり決定したので、規則第 6 条の規定により通知します。

1 補助金額	円
既決定額	円
今回変更交付決定額	円

2 補助条件

- (1) この補助金変更の対象となる事業の内容及び補助事業の経費の配分は、年 月 日付けで申請のあった神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金変更承認申請書記載のとおりとします。
- (2) この変更交付決定に伴う補助金は、実績報告書に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付します。
- (3) この変更交付決定の内容又は条件に不服のあるときは、この変更交付決定通知書を受理した日から 10 日以内に申請の取下げをすることができます。
- (4) その他の交付条件については、年 月 日付け神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金交付決定通知書のとおりとします。

第7号様式(第12条関係)

神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金  
変更不承認通知書

第 号  
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで変更承認申請のあった神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

(承認しない理由)

第 8 号様式 ( 第 12 条関係 )

神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金  
中止・廃止承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

郵便番号

住所

( 法人にあつては )  
所在地

氏 名

印

( 法人にあつては名称及  
び代表者職・氏名 )

補助事業者が複数の者の場合は代表する者が、  
個人の場合には住所、氏名、  
法人の場合には所在地、名称、代表者職・氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金に係る事業を次のとおり中止・廃止したいので承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 中止・廃止の内容

2 中止・廃止の理由

第9号様式(第12条関係)

神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金  
中止・廃止承認及び交付決定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで中止・廃止承認申請のあった神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金に係る事業については、承認することとし、補助金の交付の決定を取り消したので、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金交付要綱第12条第4項の規定により通知します。

第 10 号様式（第 12 条関係）

神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金  
中止・廃止不承認通知書

第 号  
年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで中止・廃止承認申請のあった神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金交付要綱第 12 条第 4 項の規定により通知します。

（承認しない理由）

第 11 号様式（第 13 条関係）

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒

住 所  
〔 法人の場合は所在地 〕

氏 名 印  
〔 法人の場合は名称及  
び代表者の職・氏名 〕

補助事業者が複数の者の場合は代表する者が、  
個人の場合には住所、氏名、  
法人の場合には所在地、名称、代表者職・氏名

神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金実施状況報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金に係る事業の 年 月 日現在における実施状況を、次のとおり報告します。

1 補助事業の執行状況

2 補助対象経費の執行状況

第 12 号様式（第 16 条関係）

神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金  
実績報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

郵便番号

住 所

〔法人にあっては  
所在地〕

氏 名

印

〔法人にあっては名称及  
び代表者職・氏名〕

補助事業者が複数の者の場合は代表する者が、  
個人の場合には住所、氏名、  
法人の場合には所在地、名称、代表者職・氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金に係る事業の実績について、関係書類を添えて報告します。

（添付書類）

- (1) 事業結果報告書（別紙 1（第 12 号様式））
- (2) 補助事業に係る契約書又は請書の写し
- (3) 補助事業に係る納品及び支出を証する書類の写し
- (4) 国の補助金を受けた場合は、当該補助金補助事業実績報告書の写し、補助金額確定通知書の写し及び金額の内訳がわかる書類
- (5) 補助事業に係る完成図書又はこれに代わるもの
- (6) 補助事業に係る設備導入後の完成写真又はこれに代わるもの
- (7) 第 7 条に規定する申請書の提出の際に、補助事業を実施する建築物の登記事項証明書を提出できなかった場合は、登記事項証明書（提出期限に登記が完了していない場合は、登記申請書の受領証（写し））
- (8) 施工証明書（別紙 2（第 12 号様式））
- (9) 出力対比表（別紙 3（第 12 号様式））
- (10) 余剰売電を行う場合には、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく設備認定の認定通知書（写し）（ただし、有機系材料による薄膜太陽電池を利用する場合を除く。）又はこれに代わるもの
- (11) E S C O、リース、割賦又は無償貸与により設置する場合は、当該契約書（写し）
- (12) E S C O、リース又は割賦により設置する場合は E S C O 料、リース料又は割賦料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類、無償貸与により設置する

場合は節電実績に応じたインセンティブ等に補助金相当分が利益還元されていることを証明できる書類

(13) その他知事が必要と認める書類

(補助金振込先)

口座名義人	(フリガナ)
金融機関名及び店名	
預金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他
口座番号	

1 申請者の概要等

担当部署・担当者名	
連絡先電話番号	
連絡先FAX番号	
連絡先メールアドレス	

2 建築物の概要

建築物名称			
建築物所在地			
構造		延床面積	m <sup>2</sup>
階数	地上	階	竣工年月 年 月
	地下	階	建築物用途

3 補助事業の概要

補助事業の目的及び内容			
設置した設備等	設置した太陽光発電設備	出力 kW	1 全量売電でない 2
	設備名 ( )	内容 :	
	設備名 ( )	内容 :	
	設備名 ( )	内容 :	
	設備名 ( )	内容 :	
	設備名 ( )	内容 :	
	設備名 ( )	内容 :	
	設備名 ( )	内容 :	
事業着手日	年 月 日	事業完了日	年 月 日
国の補助金	なし あり (補助金名 : )		

- 1 設計のみのもの場合には、記入不要。
- 2 条件に該当する場合はチェック(レ)を入れること。

4 補助金所要額

(円)

	補助事業に要する経費	うち補助対象経費 ( a )	aのうち国の補助額 ( b )	算出額 ( a-b ) × 1/3	補助額
設計費				0	0
設備費				0	
工事費				0	
合計	0	0	0	0	0

別紙1 (第12号様式)

5 導入効果

基準一次エネルギー消費量 (GJ/年)	設計一次エネルギー消費量 (GJ/年)	削減量 (GJ/年)	削減率 (%)

導入前

建築物外皮性能	PAL*基準値	MJ/m <sup>2</sup> 年	PAL*計算値	MJ/m <sup>2</sup> 年

新築の場合には上記欄には記入不要

導入後

建築物外皮性能	PAL*基準値	MJ/m <sup>2</sup> 年	PAL*計算値	MJ/m <sup>2</sup> 年
		PAL*基準値 削減率		PAL*計算値 削減率

6 事業実施工程

事業(全体)の開始及び完了日

開始年月日	<input type="text"/>
完了年月日	<input type="text"/>

補助事業(当該年度)の開始及び完了日

開始年月日	<input type="text"/>
完了年月日	<input type="text"/>

施工証明書

年 月 日

建築物の名称及び所在地			
建築確認番号	第	号	
建築確認年月日	年	月	日
工事期間	年	月	日 ~ 年 月 日
設置した設備等	補助対象設備等	設置の有無	設置した内容
	BEMS		
	太陽光発電システム		
	高断熱外皮		
	空調設備		
	換気設備		
	照明設備		
	給湯設備		
	その他ZEBに資する技術		
工事期間における設計変更 (変更があった場合に記載)	(変更の内容)		

設置した補助対象設備等について に「レ」を記載してください。

上記の設計変更を除き、申請図書のとおりにより工事が実行されたことを証明します。

証明者

住所又は所在地

氏名又は名称

印

出力対比表

補助金申請者氏名 (法人等の場合は名称及び代表者氏名)		販売店名 電話番号	印
製造メーカー名			

太陽電池モジュール1

型式名										
公称最大出力				.		W	設置枚数			枚
公称最大出力の合計値					.		W			
測定出力の合計値					.		W			

太陽電池モジュール2

型式名										
公称最大出力				.		W	設置枚数			枚
公称最大出力の合計値					.		W			
測定出力の合計値					.		W			

太陽電池モジュール3

型式名										
公称最大出力				.		W	設置枚数			枚
公称最大出力の合計値					.		W			
測定出力の合計値					.		W			

太陽電池モジュール4

型式名										
公称最大出力				.		W	設置枚数			枚
公称最大出力の合計値					.		W			
測定出力の合計値					.		W			

太陽光発電システム全体

測定出力の総合計値					.		W			
-----------	--	--	--	--	---	--	---	--	--	--

製造番号及び測定出力は別添の製造番号票 (写し) のとおりである。

第 13 号様式（第 18 条関係）

神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金交付額確定通知書

第 号  
年 月 日

様

神奈川県知事

神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金交付決定通知（ 年 月 日  
付け 第 号）により交付決定した補助金については、 年 月 日付けで提出された神奈  
川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金実績報告書に基づき、交付額を 円  
に確定したので通知します。